

株主各位

第62回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

<事業報告>

「会社の現況

- 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針」

<計算書類>

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記各事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ymrh.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

ヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、内部統制基本方針を決議しております。なお、当社は2019年6月27日付で監査等委員会設置会社へ移行したことから、内部統制基本方針を改定しております。改定後の決議内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会・監査等委員会

取締役会は、取締役の職務の執行を監督し、善良なる管理者としての注意義務・忠実義務の履行状況の確保や違法行為等の阻止に取り組む。

監査等委員会は、監査等委員会の定める監査基準、監査計画に従い、取締役の職務執行状況を監査する。

② コンプライアンス

社長を委員長とし、法務部門を事務局と定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。法令及び社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を制定するとともに、これを盛り込んだコンプライアンス・マニュアルを全役職員へ配布し、当該体制の浸透を図る。

その徹底を図るため、コンプライアンス基本規程を制定し、社長が全社的なコンプライアンスの推進を統括するとともに、人事部門が中心となって社員教育等を行う。

③ 内部通報制度

法令、定款及び社会規範上疑義のある行為等の抑止、早期発見並びに拡大阻止を図るため、当社グループの取締役及び社員が直接情報提供を行う内部通報窓口を社内及び社外に設置する。なお、社内の通報先としては、当社の法務部門及び各事業会社の人事部門等とする。社外の通報先としては、社外の第三者機関を活用する。また、当該制度について、当社グループの取締役及び社員に対して周知するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。

④ 内部監査

社長直轄の内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセスや内部統制の状況等を監査する。内部監査部門は、監査等委員会と連携し、不正の防止とプロセスの改善に努める。内部監査の結果については、社長及び取締役会に報告する。

⑤ 財務報告の適正性確保のための体制整備

財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な組織・社内規程等を整備する。

⑥ 反社会的勢力への対応について

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、いかなる場合においても断固拒否することを定め、組織全体として排除に向けた対応を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を含め、機密情報については、必要な社内規程等を整備・運用することで、適切に作成、保存、管理する。

② 重要な会社情報を適時かつ適切に開示するために、必要な組織・社内規程等を整備する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 経営企画部門が組織横断的にリスク状況の監視及び全社的対応を実施する。また、個別の重要リスクについては担当部門を明確にし、当該部門がリスク低減活動に取り組む。リスク管理活動の推進を図るため、リスク管理規程を制定し、経営企画部門が統括する。

② 当社グループに重大な影響を及ぼす重要事項については、取締役会やリスク・コンプライアンス委員会等において、十分に議論し的確かつ迅速に対応する。

③ 事業年度ごとに当社グループの事業等のリスクを抽出し、リスクの極小化に努める。

④ 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、社長を本部長とする危機対策本部を設置するなど、危機対応のための規程や組織を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会の決定に基づく職務執行については、職務権限規程において各役職者の責任と権限を明確に定め、適正かつ効率的に職務が執行される体制を構築する。

② 取締役会決議事項のうち、当社グループ横断的な判断が必要な事項については、事前に専門委員会等において十分な審議を行う。

③ 各部門が実施すべき具体的な目標を定め、取締役会は定期的にその進捗結果をレビューすることにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。

- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 国内子会社には、原則として取締役会を設置し、海外子会社については、現地の法令に従い、適切な機関設計を行う。
 - ② コンプライアンス及びリスク管理については、当社担当部門の活動対象をグループ全体とする。各子会社において、コンプライアンスに関する体制を整備し、当該子会社が各役職員に対しこれらの教育を行う。
 - ③ 当社の関係会社管理規程にて子会社・関係会社の管理体制を定めるとともに、当社の内部監査部門にて適時に子会社の業務執行状況を監査する。
 - ④ 当社は、子会社に対して経営数値やその他の重要な情報等について定期的な報告を義務付け、当社の取締役会や専門委員会等を通じて情報を共有し、必要に応じて主管部門が確認・指導する。また、子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、子会社に業務執行状況及び財務状況を定期的に報告することを求める。
 - ⑤ グループ全体の内部統制を担当する部署は経営企画部門とし、グループ全体の内部統制の実効性及び職務執行の効率性を高めるため、必要な指導・支援を実施する。
 - ⑥ 内部通報制度については、グループ全体に適用する。
- (6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員の職務を補助すべき使用人が必要な場合には、監査等委員会の求めに応じて、当社の業務を検証できる能力と知識を持つ使用人を配置する。
 - ② 当該使用人は監査等委員の職務を補助する限りにおいて、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
 - ③ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び懲戒処分については、事前に監査等委員会の同意を必要とする。また、その人事評価については監査等委員会の意見を踏まえる。

- (7) 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役及び使用人は、職務の執行に関して不正行為及び法令・定款に違反する事実並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに当該事実を当社の監査等委員会へ報告する。
 - ② 内部通報制度を整備し、当社グループ内で発生している又は発生が予見される違法行為等についての情報収集に努める。
 - ③ 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査等委員から業務執行に関する事項の報告又は資料の提出を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないこととする。
 - ④ 監査等委員は、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、意見を述べるができることとする。
 - ⑤ 監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行なうことを禁止し、その旨を社内規程で定めるとともに当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- (8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員及び委員会の職務について生じる費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
 - ② 各監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会による監査の実効性を確保するため、コンプライアンス、適切なリスク管理の確保及び財務報告の適正性確保等業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役を選任するとともに、監査等委員の監査環境の整備を図る。
 - ② 監査等委員会は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができることとする。また、監査等委員は内部監査に立会うことができる他、必要があると認めるときは、内部監査部門に追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができることとする。

- ③ 取締役及び使用人並びに各子会社の役職員は、企業グループとして効果的な監査業務が円滑に遂行できるよう監査活動に協力する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は、2019年6月27日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りです。

(1) コンプライアンス体制

当社は、倫理行動規範やコンプライアンス管理規程等の社内規程を整備し、コンプライアンスに係る施策を審議する機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設け定期的に活動しています。

(2) リスク管理体制

当社は、リスク管理規程や情報管理に関する規程等の社内規程を整備し、リスクマネジメントに係る施策を審議する機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設け定期的に活動しています。

(3) 取締役の職務執行体制

当社は、当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会規則、決裁規程等で取締役会の判断決定する事項と事業会社である子会社への委任事項を定めています。本年度は取締役会を13回開催しました。

(4) グループ管理体制

当社は、当社グループ全体の業務執行が適正に行われるよう、グループ会社管理規程、決裁規程等で各子会社の管轄部門、子会社管理に関する責任と権限、管理方法等を定めています。また、業務活動の適正性を監査するため、内部監査部門として、社長直轄の監査室を設置しており、年間の監査計画に基づいて当社及び子会社の業務執行の適正性、妥当性、効率性について監査し、評価と提言を行っています。

(5) 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員監査の実効性が維持向上されるよう規程・体制の整備に努めてい

ます。本年度は、2019年6月27日に監査等委員会設置会社へ移行した以降、社外取締役の監査等委員3名で構成される監査等委員会を8回開催しました。また、監査等委員の活動に関する費用は独立して予算化され、適切に支出されています。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと位置付け、安定配当の継続を基本方針としながらも、業績を反映した利益還元にも配慮していく考えです。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としています。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。なお、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

当期の配当については、当期の業績、財務状況及び今後の収益構造改革への取り組みを総合的に勘案した結果、誠に遺憾ながら無配としました。

連結株主資本等変動計算書

〔2019年 4 月 1 日から〕
〔2019年12月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,360	8,907	3,055	△3,124	17,198
会計方針の変更による累積的影響額			△7		△7
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,360	8,907	3,048	△3,124	17,191
当期変動額					
新株の発行	5,000	5,000			10,000
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△4,296		△4,296
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△9	12	3
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	5,000	5,000	△4,305	12	5,707
当期末残高	13,360	13,907	△1,256	△3,112	22,898

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	544	217	△41	720	17,918
会計方針の変更による累積 的影響額					△7
会計方針の変更を反映した当 期首残高	544	217	△41	720	17,912
当期変動額					
新株の発行					10,000
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)					△4,296
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					3
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	268	△88	111	292	292
当期変動額合計	268	△88	111	292	5,999
当期末残高	813	129	70	1,012	23,910

連結注記表

(2019年4月1日から2019年12月31日まで)

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 21社

(2) 主要な連結子会社の名称

株式会社新川

アピックヤマダ株式会社

株式会社P F A

Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd.

当連結会計年度より、新たに株式を取得したアピックヤマダ株式会社及びその子会社7社（うち1社清算手続き中）を連結の範囲に含めております。（みなし取得日 2019年6月30日）

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数 3社

会社等の名称

済南晶恒山田電子精密科技有限公司

コパル・ヤマダ株式会社、

銅陵三佳山田科技股份有限公司

なお、上記3社は、当連結会計年度中に新たにアピックヤマダ株式会社の株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社を含めることといたしました。

（みなし取得日 2019年6月30日）

(2) 持分法適用手続に関する特記事項

12月決算である海外関連会社につきましては、2019年1月1日から2019年12月31日の12ヶ月間を連結対象期間としております

3. 連結子会社の決算日に関する事項

当連結会計年度より、決算期を3月31日から12月31日に変更しております。

なお、12月決算である海外連結子会社につきましては、2019年1月1日から2019年12月31日の12ヶ月間を連結対象期間としております。

会計方針に関する事項

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有 価 証 券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) 棚 卸 資 産

半製品（連結貸借対照表科目は「商品及び製品」）及び原材料は、移動平均法に基づく原価法、製品及び仕掛品は、個別法に基づく原価法（いずれも収益性の低下に基づく簿価切り下げ法）によっております。

(3) デリバティブ

時価法

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

国内会社は定率法、海外会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 3 年～60年

機械装置及び運搬具 3 年～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）による定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

使用権資産

リース期間又は当該資産の耐用年数のうち、いずれか短い方の期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、売掛債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額の設定を行っております。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の発生に備えるため、実績率を基にした当社グループ所定の基準により設定を行っております。

(3) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

(4) 事業構造改善引当金

構造改革に伴い、今後発生が見込まれる損失見積額を計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準及び給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理しております。

5. 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、当連結会計年度の平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」の「為替換算調整勘定」に含めて計上しております。

6. 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 連結納税制度の適用

当社及び国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

8. のれんの償却に関する事項

のれんは、その発生の都度、実質的判断による見積り年数で、定額法により償却しております。

会計方針の変更

IFRS第16号「リース」の適用

当連結会計年度より、日本基準を採用する当社及び国内子会社、並びに米国基準を採用する北米子会社を除き、IFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、借手は原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しております。貸手の会計処理に重要な変更はありません。

本会計基準の適用にあたっては、その経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、累積的影響額を利益剰余金及び関連する固定資産科目と負債科目に加減しております。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当連結会計年度の固定資産が132百万円、流動負債の「その他」が55百万円、固定負債の「その他」が85百万円、それぞれ増加しております。なお、当連結会計年度の営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失、及び当期純損失に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 22,746百万円
2. 有形固定資産に係る在庫補助金による圧縮記帳累計額は、建物及び構築物14百万円であります。

連結損益計算書に関する注記

構造改革の実施

2019年8月7日付「中期経営計画策定に関するお知らせ」にて公表いたしました中期経営計画に基づく構造改革の一環として、半導体業界の市況の波に影響されない企業体力をつけ、需要が減少しても黒字を確保できる体制を構築するため、国内外の生産拠点の再編及び人員の適正化等を実施することとしております。

当連結会計年度においては、事業構造改善費用として国内拠点の再編に係る費用54百万円、海外拠点の再編に係る費用187百万円、従業員の希望退職に係る費用115百万円を特別損失に計上いたしました。

(1) 国内・海外拠点の再編

2020年上期中を目途に、当社の連結子会社である新川の武蔵村山工場は閉鎖し、ダイボンダ及びフリップチップボンダの生産地を、当社の親会社であるヤマハ発動機ロボティクス事業の生産機能集約地である浜松に移転し、ヤマハ発動機に生産委託いたします。また、ワイヤボンダの生産は当社のタイにおける連結子会社であるShinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd.に集約いたします。さらに、ヤマハ発動機のロボティクス事業部所在地に新たに新川の浜松事業所を設立するとともに、設計開発機能の一部を同事業所に移転いたします。当連結会計年度においては、従業員の転居等に係る費用として54百万円を計上いたしました。

当社の海外連結子会社については、生産、販売・サービスを担う拠点の一部を再編することとしており、当連結事業年度においては、タイの生産拠点の集約等に係る費用として17百万円、中国の生産、販売・サービス拠点である山田尖端科技（上海）有限公司の解散に伴う従業員の退職に係る費用として171百万円を計上いたしました。

(2) 希望退職募集の実施

新川及び株式会社新川テクノロジーズにおいてボンディング製造の構造改革（生産集約）に関連する従業員を対象に希望退職者の募集を行いました。本施策に伴う費用は、割増退職金及び再就職支援に係る費用が276百万円発生しておりますが、大量退職に係る未認識数理計算上の差異等の一括償却及び大量退職に係る退職給付債務取崩益を160百万円計上したことにより、当連結会計年度において115百万円を特別損失に計上いたしました。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期 首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 株 式 数
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	20,048	26,178	-	46,226
合 計	20,048	26,178	-	46,226
自 己 株 式				
普 通 株 式	1,859	0	7	1,852
合 計	1,859	0	7	1,852

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の増加26,178千株は、2019年6月24日付でヤマハ発動機を割当先とする第三者割当増資を行ったことによるものであります。
2. 普通株式の自己株式の減少7千株は譲渡制限付株式報酬としての処分であります。
3. 表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、資金調達については主に銀行借入により調達しております。

投資有価証券は株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建資産に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、実需の範囲内で外貨建資産を対象とした為替予約取引を利用しており、投機目的やトレーディング目的のためにはこれを利用しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められているものは含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時 価（＊）	差 額
(1) 現金及び預金	7,317	7,317	-
(2) 受取手形及び売掛金	4,608	4,608	-
(3) 投資有価証券	2,232	2,232	-
(4) 支払手形及び買掛金	(1,933)	(1,933)	-
(5) 短期借入金	(6,300)	(6,300)	-

（＊） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式（※1）	680

（※1）これらについては、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	538円 84銭
2. 1株当たり当期純損失	117円 64銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、2020年2月12日開催の取締役会において、ヤマハ発動機株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

その他の注記

企業結合等に関する注記

1. 企業結合に係る暫定的な処理の確定

2018年6月1日に行ったパイオニア株式会社からの株式会社パイオニアFA（現 株式会社PFA）の全株式の譲受けについて、前連結会計年度において暫定的な処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、前連結会計年度の連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、のれんとして計上していた金額の一部を組み替えております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額570百万円は、会計処理の確定により263百万円増加し、833百万円となっております。また、前連結会計年度末の土地は143百万円減少、建物及び構築物は155百万円減少、のれんは223百万円増加、無形固定資産のその他は53百万円増加、利益剰余金は39百万円減少しております。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称 アピックヤマダ株式会社

②企業結合を行った主な理由

2019年2月12日に、ヤマハ発動機株式会社、アピックヤマダ株式会社及び当社の三社間で締結した事業統合契約に基づき、当該三社の事業統合により、半導体後工程及び電子部品製造工程の一連の工程において、複数の製造プロセスの装置を一括で提供すること、また、複数の製造工程を一つのプロセスとみた場合における全体最適提案、ソリューションを提供することが可能となり、企業価値向上に資すると判断いたしました。

2019年6月27日（みなし取得日 2019年6月30日）支配獲得

④企業結合の法的形式

⑤結合後企業の名称

変更ありません。

取得前の議決権比率	0.00%
-----------	-------

支配獲得日に取得した議決権比率 92.79%

支配獲得後に追加取得した議決権比率 7.21%

追加取得後の議決権比率 100.00%

当社が現金を対価として株式の取得を行ったため

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、一連の株式取得を一体の取引として取扱い、支配獲得後に追加取得した持分に係るのれんについては、支配獲得時にのれんが計上されたものとして算定しております。

2019年7月1日から2019年12月31日

支配獲得時 取得対価 現金及び預金 6,569百万円

追加取得時 取得対価 現金及び預金 510百万円

取得原価	7.079百万円
------	----------

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 21百万円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん金額

4,821百万円

②発生原因

被取得企業の時価純資産が取得原価を下回ったため、当該差額をのれんとして認識したことによります。

③償却方法及び償却期間

12年間にわたる均等償却

3. 共通支配下の取引等

(1) 会社分割の概要

①本会社分割の効力発生日

2019年7月1日

②本会社分割の方式

当社を分割会社とし、新設する新設分割設立会社（以下、「新設会社」といいます。）を承継会社とする新設分割であります。

③本会社分割に係る割当ての内容

新設会社は、本会社分割に際して普通株式10,000株を発行し、そのすべてを当社に割当交付しております。

④承継会社が承継する権利義務

当社が営む事業のうち、共同持株会社として必要な機能を除く一切の事業に関して有する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務(ただし、その性質上承継が困難な権利義務等は除きます。)を承継しております。

⑤会社分割後の名称及び事業内容

分割会社：(名称) ヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社

(事業内容) グループ経営管理事業及び資産管理事業等

承継会社：(名称) 株式会社新川

(事業内容) 半導体製造装置の開発・製造・販売

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満四捨五入で表示しております。

株主資本等変動計算書

〔2019年 4 月 1 日から〕
〔2019年12月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	8,360	8,907	8,907	2,431	2,431
当期変動額					
新株の発行	5,000	5,000	5,000		
当期純損失 (△)				△827	△827
自己株式の取得					
自己株式の処分				△9	△9
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	5,000	5,000	5,000	△836	△836
当期末残高	13,360	13,907	13,907	1,595	1,595

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3,124	16,574	544	544	17,119
当期変動額					
新株の発行		10,000			10,000
当期純損失 (△)		△827			△827
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	12	3			3
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			250	250	250
当期変動額合計	12	9,175	250	250	9,425
当期末残高	△3,112	25,750	794	794	26,544

個別注記表

(2019年4月1日から2019年12月31日まで)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有 価 証 券

子 会 社 株 式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 25年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）による定額法によっております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 10,513百万円 |
| 2. 有形固定資産に係る国庫補助金による圧縮記帳累計額は、建物及び構築物14百万円であります。 | |
| 3. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 5,012百万円 |
| 長期金銭債権 | 1,452百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,052百万円 |

損益計算書に関する注記

- | | |
|---------------------|--------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| (1) 売上高及び営業収益 | 586百万円 |
| (2) 仕入高 | 402百万円 |
| (3) その他の営業取引高 | 138百万円 |
| (4) 営業取引以外の取引による取引高 | 32百万円 |

2. 構造改革の実施

中期経営計画に基づき構造改革を実施しています。当事業年度においては、事業構造改善費用として国内拠点の再編に係る費用5百万円、海外拠点の再編に係る費用5百万円を特別損失に計上いたしました。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普 通 株 式	1,859	0	7	1,852

(注) 1.普通株式の自己株式の減少7千株は譲渡制限付株式報酬としての処分であります。

2.表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却限度超過額	839百万円
土地評価減否認額	1,040
投資有価証券評価損否認額	50
未払費用否認額	2
繰越欠損金	5,417
その他	26

繰延税金資産小計	7,373
----------	-------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△5,417
--------------------	--------

将来減算一時差異等に係る評価性引当額	△1,956
--------------------	--------

評価性引当額小計	△7,373
----------	--------

計	-
---	---

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	347
--------------	-----

繰延税金負債計	347
---------	-----

繰延税金負債の純額	347
-----------	-----

関連当事者との取引に関する注記
子会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社新川	東京都	100,000千円	半導体製 造装置の 設計・開 発・製 造・販売	100%	役員 の 兼 任、経営管 理、不動産 の賃貸、グ ループ会社 間の資金の 融通	経営の 指導 (注1)	123	未収入金	7
							不動産 の貸付 (注2)	139	—	—
							資金の 預り (注3)	—	預り金	713
子会社	アピックヤマ ダ株式会社	長野県	100,000千円	半導体組 立装置、 精密プレ ス用電子 及び電子 部品の設 計・製 造・販売	100%	役員 の 兼 任、経営管 理、グルー プ会社間の 資金の融通	経営の 指導 (注1)	99	未収入金	0
							資金の 貸付 (注4) 利息の 受取 (注5)	4,250 7	短期貸付金	4,256
子会社	株式会社 P F A	埼玉県	353,400千円	電子部品 の実装組 立装置、 検査装置 等の設計、 製造、販 売	100%	役員 の 兼 任、経営管 理、グルー プ会社間の 資金の融通	資金の 貸付 (注4) 利息の 受取 (注5)	705 3	短期貸付金	706
子会社	Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd.	タイ	343百万タイバーツ	半導体製造 装置の製 造・販売	100%	役員 の 兼 任、グルー プ会社間の 資金の融通	資金の 貸付 (注5) 利息の 受取 (注5)	— 11	長期貸付金 未収利息 前受利息	1,452 3 1

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務の内容を勘案して決定しております。

(注2) 一般取引条件を参考にしております。

(注3) 事業移管に関連して発生した預り金であります。

(注4) 資金の貸付は、当社が当社グループ各社との間で契約締結しているCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）に係るものであり、取引金額は期中の純増減額を記載しております。

(注5) 利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 上記の取引金額には為替差損益及び消費税は含まれておらず、期末残高には為替差損益及び消費税が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	598円 19銭
2. 1株当たり当期純損失	22円 66銭

重要な後発事象に関する注記

ヤマハ発動機株式会社による当社の普通株式に対する公開買付けに関する意見表明

連結注記表 重要な後発事象に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

その他の注記

新設分割による持株会社体制への移行

当社は、2019年4月26日開催の臨時株主総会及び同年6月27日開催の定時株主総会で承認されました新設分割計画書に基づき、2019年7月1日付で当社を分割会社とし、新設する新設分割設立会社（以下「新設会社」といいます。）を承継会社とする新設分割を行いました。当社が営む事業のうち、半導体製造装置の開発・製造・販売に関する事業等を新設会社に承継させ、当社は商号をヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社に変更するとともに、持株会社体制へ移行しております。当該移行に伴い、同日以降の各グループ会社からの運営収益等から生じる収益については「営業収益」として計上するとともに、それに対応する費用は、「営業費用」として計上しております。

（注） 計算書類の記載金額は、百万円未満四捨五入で表示しております。